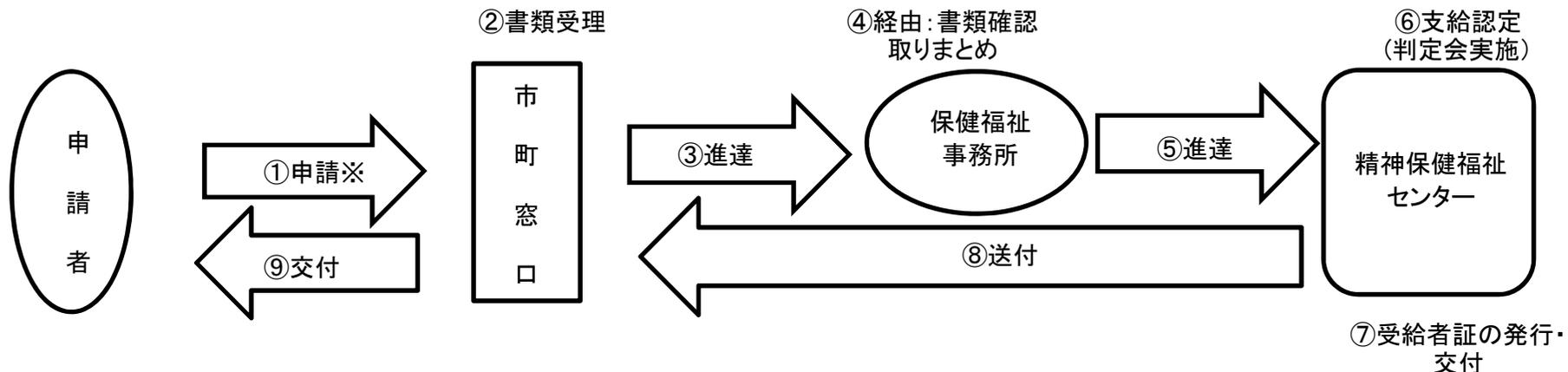
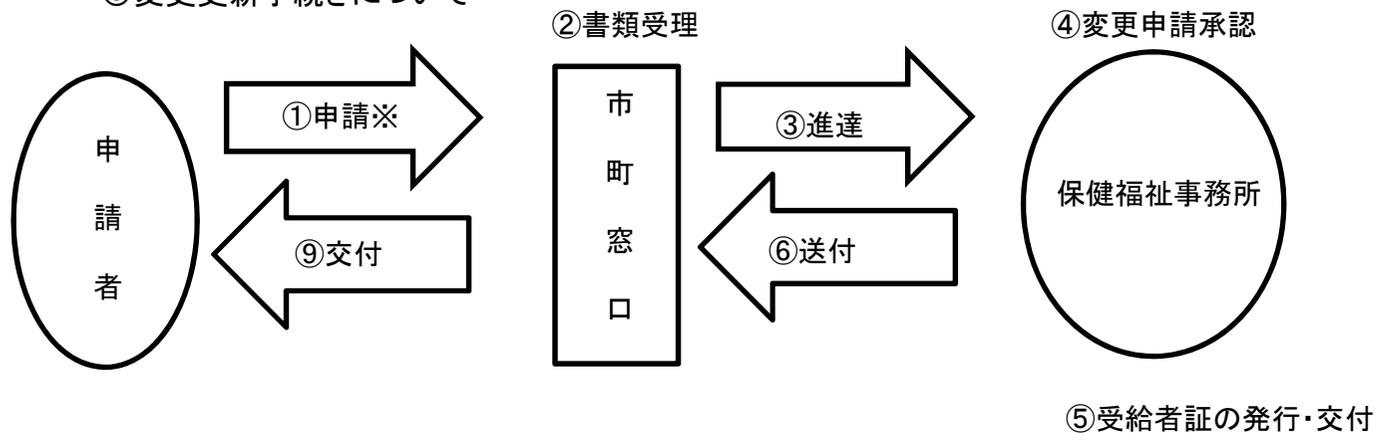


●自立支援医療(精神通院)制度の申請手続きについて
 ◎新規・再認定申請について



※自立支援医療(精神通院)が承認された場合に受給者証が使えるのは、市町窓口に必要な書類が受理された日からになりますのでご注意ください。(医療機関にご相談ください。)

◎変更更新手続きについて



※自立支援医療(精神通院)の変更申請が承認された場合は医療機関等の変更につきましては市町受付日より、自己負担変更につきましては市町受付の翌日より変更になります。(生活保護につきましては認定後に受給者証がつかえるのは、市町窓口に必要な書類が受理された日からになりますのでご注意ください。(医療機関にご相談ください。))